

岩手県告示第392号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年3月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 村松工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町白沢第6地割109番地4
 - ウ 代表者の氏名 村松良身
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第756号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年3月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 関陶業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市赤荻字清水147番地1
 - ウ 代表者の氏名 及川末男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第3714号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月26日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年3月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社越前工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目38番8号
 - ウ 代表者の氏名 越前政昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5773号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年3月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 石川店装株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区卸町2番18号
 - ウ 代表者の氏名 石川錦哉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6117号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年3月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社伊藤工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字聖天65番地1

ウ 代表者の氏名 伊藤潔

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第6634号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社熊谷建築事務所

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町綾里字港28番地

ウ 代表者の氏名 熊谷正幹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第6736号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月25日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年3月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社カネキ建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市八雲町1番11号

ウ 代表者の氏名 油木文雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7580号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月5日付けで、土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年3月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 みつば産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢6区20番地1

ウ 代表者の氏名 多田正志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8559号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月12日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号

に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年3月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社水機商事

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央一丁目10番12号

ウ 代表者の氏名 村上巖

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第20215号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月5日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成21年3月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 グリーン興業

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石神町57番29号

ウ 代表者の氏名 阿部修

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第40061号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成21年3月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社山下電機設備

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第58地割10番地3

ウ 代表者の氏名 山下博康

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第140056号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成21年2月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社舞石組

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字下北浦29番地の1

ウ 代表者の氏名 舞石太

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-18)第3031号

(3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年2月26日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成21年3月9日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社盛岡伊藤組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央三丁目17番5号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤薫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）第9410号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。